

【利用者負担】

食費、居住費等の実費負担分を除いて、原則として1割負担です。ただし、世帯の市民税課税状況等により負担上限月額が設定されており、ひと月に利用したサービスの量にかかわらず、それ以上の負担はありません。

《 障がい者の負担上限月額 》

所得区分	世帯(※)の課税状況	通所・在宅サービス 利用時の負担上限月額	入所施設、グループホーム 利用時の負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円	0円
一般1	市民税所得割 16万円未満	9,300円	37,200円
一般2	市民税所得割 16万円以上	37,200円	37,200円

※ 18歳以上（施設入所の18歳及び19歳を除く）の場合は、「本人」又は「本人と配偶者」を世帯の範囲とする。

《 障がい児の利用者負担 》

所得区分	世帯(※)の課税状況	通所・在宅サービス 利用時の負担上限月額	入所施設利用時 の負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円	0円
一般1	市民税所得割 28万円未満	4,600円	9,300円
一般2	市民税所得割 28万円以上	37,200円	37,200円

※ 18歳未満（施設入所の18歳及び19歳を含む）の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯の範囲とする。